



長野県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
須澤クリニック	長野県安曇野市穂高617	平成27年7月1日
平林矯正歯科	長野県松本市新村548	平成27年7月1日
小野歯科医院	長野県松本市石芝4-1-36	平成27年8月1日
すずらん内科クリニック	長野県北安曇郡池田町大字池田2536-5	平成27年9月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
川上村訪問看護ステーション	長野県南佐久郡川上村大字原308	川上村訪問看護ステーション	長野県南佐久郡川上村大字原308	平成27年7月1日

地域福祉課

長野県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
両角佳啓	長野県茅野市宮川1755	平成27年9月1日
横井英彦	長野県上伊那郡辰野町大字樋口935-1	平成27年9月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
frog's整骨院	長野県茅野市ちの2762-4	平成27年9月1日
たつの接骨院	長野県上伊那郡辰野町大字樋口935-1	平成27年9月1日

地域福祉課

長野県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
ウエルシア薬局岡谷長地店	岡谷市長地権現町1丁目7番32号	平成27年10月1日
株式会社 日医調剤 塩尻薬局	塩尻市広丘吉田551-7	平成27年10月1日
あらかわ薬局	松本市寿北6-28-7	平成27年10月1日
みのわ土屋薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8612-1	平成27年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
クスリのアオキ上田中央北薬局	上田市中央北2-1-16	平成27年10月1日
岡谷保険薬局事業協同組合 やまびこ薬局	岡谷市本町4-11-36	平成27年10月1日
なかがわ薬局	上伊那郡中川村大草4045-7	平成27年10月1日
たんぼば薬局	松本市両島6-38	平成27年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
有明とをしや薬局 安曇野市穂高有明10011	有明とをしや薬局 安曇野市穂高有明10019-1	平成27年7月5日

障がい者支援課

長野県告示第472号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成27年9月30日から平成28年3月15日まで
- 3 作業地域
下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第473号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項及び第77条の35の8第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり業務を委任しました。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町1番地
- 2 業務区域
長野県の全域
- 3 業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区神田駿河台二丁目8番
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号

4 委任した業務

建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の業務

5 業務の開始日

平成27年10月15日

建築住宅課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

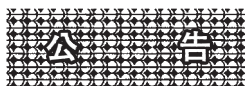
その関係図面は、告示の日から平成27年10月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年10月15日

長野県飯田建設事務所長 水間 武樹

- 1 (1) 路線名 256号
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上久堅44番の1地先から
飯田市上久堅3942番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年10月16日
- 2 (1) 路線名 下条米川飯田線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市上久堅3944番の2地先から
飯田市上久堅460番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年10月16日

道路管理課



公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年10月15日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人内田営農	松本市大字内田2195-2	松本市大字内田字向井1595ほか296筆
三村 英次	松本市大字笹賀2581	松本市大字笹賀7244-1ほか8筆